大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和2年11月10日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラクール飛騨高山

高山市国府町金桶字川原15番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社国府町開発

代表取締役 中村 城道

岐阜県多治見市大畑町五丁目9番地の16

島屋株式会社

代表取締役 水口 栄市

富山県射水市太閤山一丁目88番地

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
アピタ飛騨高山店	ラクール飛騨高山
高山市国府町金桶地内 外	高山市国府町金桶字川原15番 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社	島屋株式会社
代表取締役 佐古 則男	代表取締役 水口 栄市
愛知県稲沢市天池五反田1番地	富山県射水市太閤山一丁目88番地
外 1 3 者	外 4 者

4 届出年月日

令和2年10月29日